

土岐市中長期財政計画 令和８～１７年度（概要版）

Ⅰ 中長期財政計画の概要

（１）計画策定の目的

行政課題への継続的な対応と、持続可能な財政基盤の確保を両立させていくことを目指し、計画を策定しました。

（２）計画期間・対象会計

令和８年度から令和１７年度までの１０年間・普通会計

※普通会計とは、各地方公共団体の財政状況の把握や分析のために用いられる、統計上の会計です。土岐市の普通会計は、一般会計、土岐市・瑞浪市障害者総合支援認定審査会特別会計、後期高齢者医療特別会計（一部）の３つの会計が対象となります。

Ⅱ 今後の財政見通し（決算推計）

歳入のうち市税収入は、令和６年度決算においては個人市民税の定額減税の影響などにより減収となりました。今後は、緩やかな景気の回復を受けた所得の伸びが期待されますが、税制改正により、個人市民税が減収し、市税全体としても減収となる見込みです。

歳出では令和８年度以降には大型整備事業の文化財保存活用拠点（仮称）、広域ごみ焼却施設の整備が予定されています。財源不足を補うために地方債の発行額の増加、財政調整基金からの繰入れも想定されるところです。

一般財源の自由度を表す経常収支比率は、今後９０％以上の高水準で推移する見込みです。これは、人件費や扶助費の増加に加え、大型整備事業の財源確保のための地方債による公債費の増加が理由です。

また、これまでは基金を取り崩して一般財源を補っていましたが、近年は交付税算入がある地方債を利用しており、これも比率を押し上げる理由です。

経常収支比率が９０％以上であることだけで一概に財政が悪化しているとはいえませんが、財政の硬直化が進まないように注視していく必要があります。

地方債の返済率を表す実質公債費比率は、令和８年度から１２年度までは高水準が続き、令和１０年度をピークに減少していくと推計しています。

これは、新病院建設に伴う負担金のうち、特に償還期間の短い医療機器購入に伴う負担金が向こう５年間予定されている事が大きく影響するためです。

そのため、特に令和８年度から１２年度ごろまでは一時的に厳しい財政運営が想定されます。その後は落ち着いた状態になる見込みですが、基金や地方債残高を意識した財政運営が必要と考えています。

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
歳入総額 (億円)	265.5	276.8	255.8	255.6	245.1	244.6	243.8	244.4	244.9	259.9	260.9	258.7
歳出総額 (億円)	255.0	271.1	251.2	251.5	241.8	239.6	239.3	239.2	239.6	256.0	256.5	256.2
形式収支 (億円)	10.5	5.7	4.6	4.1	3.3	5.0	4.5	5.2	5.3	3.9	4.4	2.5
経常収支比率 (%)	90.3	96.2	96.8	97.1	97.7	96.6	96.9	96.4	96.3	97.3	97.0	98.3
実質公債費比率 (%)	5.0	6.4	8.6	10.7	11.1	10.2	8.7	6.9	5.7	5.0	4.9	4.6
財政調整基金残高 (億円)	27.3	27.4	24.4	24.5	21.5	19.4	19.5	19.5	19.6	19.7	18.2	18.3
地方債残高 (億円)	175.9	192.4	192.6	195.5	188.5	182.3	177.3	172.7	167.7	170.1	172.2	175.3

※経常収支比率とは、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標です。毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）等の合計額に占める割合で表したものです。

※実質公債費比率とは、借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、財政規模に対する割合で表したものです。この比率が18%以上の団体は、起債に当たり総務大臣または都道府県知事の許可が必要となり、自主的・自律的な財政運営が困難となります。

※財政調整基金とは、年度間の財源調整のために設置される基金です。剰余金を積み立て、資金が不足する場合は取り崩して財源として使います。

3 財政健全化の取組方針

将来にわたる安定した市政運営に必要な財政基盤を維持していくため、以下の取り組みを推進します。

①歳入の確保

歳入の根幹である市税について、人口減少対策や企業誘致等に取り組み、長期的な税収の確保に努めます。

国や県の補助金を再度調査し、最大限の活用を図ります。

使用料・手数料について、適正な受益者負担を進めることとし、施設の利用状況や他市の料金体系等を勘案し定期的な見直しを実施します。

寄附金について、ふるさと納税は令和6年度の寄附額が6億円を超えました。今後も引き続き増収に努めます。

②歳出の抑制

最小の経費で最大の効果を発揮し市民ニーズに対応できるよう、事業の目的や成果、事業展開を意識した不断の見直しを行うことで、土岐市の適正な歳出規模の実現を目指します。

継続中の事業についても、再度その必要性、緊急度、事業効率等の観点から見直しを進め、事業の延伸、中止も含め事業費の圧縮を図ります。

③公共施設の計画的な管理・利用

公共施設等の老朽化対策が本格化する中で、計画的かつ持続可能な公共施設等の再整備と長期的視点に立った健全な財政運営を行うため、公共施設等総合管理計画に基づき、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施し、財政負担の軽減・平準化を図ります。また、将来的な人口減少や社会変容を見据え、同種サービスの統合など、保有総量の適正化に努めます。

④基金の適正な運用

財政調整基金

標準財政規模の 10%～20%（約 13 億円～27 億円）を維持します。

大規模災害などの不測の事態に備えるために、標準財政規模の 10%以上を確保するとともに、過度な資金保有とならないよう、財政調整基金の積み立て上限を 20%以下とし、優先的に取り組むべき事業への活用を図ります。

不測の事態などに対応したことにより、財政調整基金残高が標準財政規模の 10%を下回る場合は、おおむね 3 年以内に 10%以上に戻すように努めます。

※標準財政規模とは、税や地方交付税などの一般財源の合計額です。基金の標準財政規模に対する割合は、自治体の 1 年間の収入額（一般財源）に対して、どの程度貯蓄（基金）があるかということを示しています。

減債基金

10 億円以上を維持します。

繰上償還による一括返済や、公債費が多額となる場合に備えて、年 2 回の償還のうち、少なくとも 1 回分の償還金額を減債基金で賄えるだけの基金残高を確保するため、10 億円以上を維持します。10 億円は、令和 8 年度以降の公債費の年間支出見込額（20 億円）の約半分の金額です。

基金は、必要に応じて取り崩して使います。10 億円を下回る場合は、おおむね 10 年以内に戻すように努めます。

⑤地方債活用の適正化

投資的経費に係る普通債発行額について、上限を設定します。

実質公債費比率が起債協議団体判定基準内となるよう、

- ・投資的経費（インフラ等通常分※1）に係る普通債発行額は、毎年度当たり 5 億円以内とします。
- ・投資的経費（実施計画事業等特別分※2）に係る普通債発行額は、毎年度当たり 10 億円以内とします。
- ・国の経済対策や災害対応など、やむを得ず緊急的な対応を必要とする場合に発行する地方債の上限額については設定しません。
- ・大きな建設事業等をやむを得ず上限額を超過する場合は、実質公債費率が 12%以内となることを原則とし、12%を上回る場合は、おおむね 5 年以内に 12%以内に戻すように努めます。
- ・予算編成時に元利償還金のみならず準元利償還金や普通交付税の影響を考慮し、当面の財政指標を見通した上で起債の可否を検討します。

※1 道路・公園・河川の整備改修やごみ処理施設整備など主にインフラの整備に係る経常的経費

※2 老朽化した公共施設修繕や実施計画事業などに係る臨時的経費

原則、地方交付税措置のある地方債メニューに限り借入れします。

地方債メニューの内、防災減災対策や国と地方を挙げて取り組むべき喫緊の政策課題に対応するものについては、元利償還金に対して地方交付税算入があります。原則、地方交付税措置のある地方債メニューに限り借入れします。

低利率の借入先を優先して借入れします。

昨今の金利上昇の流れを鑑み、低利率の借入先を優先して借入れします。